

多治見市子どもの権利に関する条例の一部を改正する条例（案）

多治見市子どもの権利に関する条例（平成 15 年条例第 27 号）の一部を次のように改正します。

前文中

「（子ども一人ひとりの違いを大切にし個性として尊重するまち）」
を

「すべての子どもは、誰かに命を奪われることや自ら命を失うことがあってはなりません。また、どのような状況でも、すべての人が子どもの命を守るよう努めなければなりません。

私たちは、次のようなまちづくりをめざして、児童の権利に関する条約（平成 6 年条約第 2 号。以下「子どもの権利条約」といいます。）の精神をふまえ、多治見市が子どもの権利を尊重するまちであることを明らかにし、多治見市子どもの権利に関する条例を制定します。

（子ども一人ひとりの違いを大切にし個性として尊重するまち）」
に改め、

「私たちは、このようなまちづくりをめざして、児童の権利に関する条約（平成 6 年条約第 2 号。以下「子どもの権利条約」といいます。）の精神をふまえ、多治見市が子どもの権利を尊重するまちであることを明らかにし、多治見市子どもの権利に関する条例を制定します。」

を削ります。

第 1 条中「考えながら」の次に「命などの」を加えます。

第 3 条第 5 項中「連携して」の次に「命などの」を加えます。

第 7 条第 3 項中「保護者」の次に「などの子どもと同居するおとな」を、「虐待」の次に「、体罰」を加え、同条第 4 項中「虐待」の次に「や体罰」を加え、「、回復」を「や回復」に改めます。

第 13 条第 3 項中「権利」の次に「の擁護」を加えます

第 14 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加えます。

3 擁護委員は、中立な立場で客観的に判断しなければなりません。

第 17 条第 1 項中「独立性を尊重し、その活動を支援し」を「中立性を尊重するとともに関係機関との調整を図り」に改めます。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行します。